

(公印省略)

2 筑高支第 2 1 4 号
令和 2 年 5 月 2 9 日

市内地域包括支援センター
市内居宅介護支援事業者
市内小規模多機能型居宅介護支援事業所
管理者 殿

筑紫野市長 藤田 陽三
(健康福祉部 高齢者支援課)

新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のための 居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いについて（通知）その 2

標記の件について、令和 2 年 5 月 2 5 日をもって緊急事態宣言が全国的に解除されましたが、福岡県内の新型コロナウイルス感染者の発生動向を踏まえ、感染予防・拡大防止の対応のため、令和 2 年 6 月 1 日以降において下記のとおり取扱いを実施します。

なお、本取扱いの実施に伴い「新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のための居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いについて」（令和 2 年 4 月 1 日付 2 筑高支第 1 号）の取扱いは令和 2 年 5 月 3 1 日をもって終了いたします。

また、本取扱いにおいても、今後の状況の変化に伴い変更や終了する場合は改めて通知することといたします。

記

以下、4 月 1 日付通知から **取扱いを変更した点は下線で表示** しています。その他これまでの問い合わせなどを参考に補足を加えています。

1 基本方針

ケアマネジャー等が媒介となる感染を予防するため、利用者やその家族等及び他事業所職員と対面して行う業務のうち、下記の①、②以外については、代替措置を講じることを原則とする。

ただし、利用者の状態及びニーズの把握において特に必要な場合は、感染症予防対策を徹底した上で対面業務を遂行することも可能とする。

- ① 利用者へのサービス提供
- ② 虐待案件など利用者の生活・生命維持に不可欠なもの

2 具体的取扱い

- (1) 利用者やその家族等及び他事業所職員などと直接対面して行う業務のうち、サービス担当者会議等業務上の会議やモニタリングについては、代替措置^{※1}を活用し、照会や聞き取りで行うことを原則とする。
- (2) 署名・捺印を必要とする書面については、書類内容の実施前に取り交わすことを原則とする。ただし、電話などであらかじめ利用者やその家族への説明・同意を得た場合に限り、後日郵送等の手段で対応することを可能とする。
- (3) 本取扱いを実施する場合においては、利用者及び家族等との連絡や他事業所のサービス担当者等との連携を緊密に図ることにより、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を記録しておくこと。
- (4) ケアプラン作成に係るアセスメントについては、利用者の居宅を訪問して実施することを原則とする。ただし、新型コロナウイルスの感染予防のために必要と判断し、かつ当該利用者やその家族、これまで関わっていた事業者、主治医などからの情報収集でアセスメントに変えられる場合は代替措置での実施も可能とする。

なお、代替措置で行った場合は、臨時的取扱いの終了後において、利用者やその家族等と直接面談し、アセスメントが適切なものであるかの検証を行うこと。

- (5) 加算の要件として義務づけられている研修や会議については、3密（密集、密接、密閉）を回避する方法で実施することを原則とするが、回避困難な場合は代替りの方法^{※2}で実施することも可能とする。なお、他法人との研修会については、代替りの方法でも困難な場合は中止の選択も可能とする。代替りの方法や中止とした際には、判断の理由や実施状況および参加者状況が書類として確認できるよう保管および記録する。

※1 代替措置：電話・FAX・メール等

※2 代替りの方法の例：ICTの活用（オンライン会議やメール等）や書面回覧とし、意見などの集約を行う。研修資料を対象者に配布し自己学習とした上で、感想文やアンケートの提出を求める。

3 留意事項

- (1) 要介護認定の臨時的取扱いとして、更新申請の際に認定審査を実施せず12カ月の延長を行う対象となった利用者に対しても、通常の更新申請認定者と同様にケアプラン作成に係る一連の業務を実施すること。ただし、上記「2 具体的取扱い」とする。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスの変更の場合は通常と同様にケアプランの変更が必要です。必ず利用者とサービス事業者と連絡を行い、サービスの調整を行うこと。ただし「軽微な変更^{※3}」に該当する場合はケアマネジメントの一連の業務を省略することができる。また、通所介護事業所が訪問によるサービス提供を行った場合は国の取扱い^{※4}に基づく。
- (3) 業務遂行の際には、福岡県が示す『「新しい生活様式」の実践例』や「感染予防対策と留意点」を参考に徹底した感染症予防対策を行うこと。
- (4) 本取扱いを実施し適切に記録を残している場合は、減算や指導の対象とせず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱う。

(5) 従業者や利用者に新型コロナウイルス感染症の検査対象となる方が発生した場合、陰性・陽性の検査結果判明前であっても、至急、下記担当まで連絡をすることを願います。

なお、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が5月11日付厚生労働省事務連絡にて改訂されたことに留意する。

(6) 本取扱いは筑紫野市の被保険者を対象とするが、事業所の所在地や利用者の居宅が筑紫野市以外の場合で、所在地の保険者から別に通知が発出されている場合は、その内容に応じた取扱いも可能とする。

※3 軽微な変更：H22.7.30 介護保険最新情報 vol.155『「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について』に基づき判断

※4 国の通知：R2.4.10 介護保険最新情報 vol.816「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」問1

以上

《参考資料》

- ・【H22.7.30 介護保険最新情報 vol.155】「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について
- ・【R2.4.10 介護保険最新情報 vol.816】新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）
- ・【R2.5.11 介護保険最新情報 vol.832】「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について
- ・【R2.5.19 県通知】別紙『「新しい生活様式」の実践例』、別紙「感染予防対策と留意点」
- ・【R2.5.28 市通知】新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のための要介護認定の臨時的取扱いについて（通知）その3

【連絡・問い合わせ先】

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 指定指導担当

TEL 092-923-1111（内線 453）

FAX 092-920-1786